北九州広域都市計画用途地域の変更(北九州市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

	2名気をひのよう							
種類	面 積		建築物の延べ面 積の敷地面積に 対する割合	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限 度	備考
第一種低層	約528	ha	6/10以下	4/10以下	1.0m	_	10 m	2. 6%
住居専用地域	約2,941	ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	-	10 m	14. 3%
小 計	約3,469	ha						16. 9%
第二種低層	約4	ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	_	10 m	0.0%
住居専用地域	約299	ha	10/10以下	6/10以下	_	_	10 m	1.5%
小 計	約303	ha						1.5%
第一種中高層 住居専用地域	約2,988	ha	20/10以下	6/10以下	-	_	_	14. 5%
第二種中高層 住居専用地域	約7	ha	20/10以下	6/10以下	-	_	_	0.0%
第一種 住居地域	約4,525	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	22. 0%
第二種	約725	ha	20/10以下	6/10以下	_	_		3. 5%
住居地域	約6	ha	30/10以下	6/10以下	_	_	_	0.0%
小 計	約731	ha						3. 5%
準住居地域	約25	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	0.1%
近隣商業地域	約662	ha	20/10以下	8/10以下				3. 2%
	約126	ha	30/10以下	8/10以下				0.6%
小 計	約788	ha						3.8%
	約4	ha	20/10以下	8/10以下				0.0%
	約1,057	ha	40/10以下	8/10以下				5.1%
商業地域	約33	ha	50/10以下	8/10以下	_	_	_	0. 2%
		ha	1	8/10以下				0.0%
	約82	ha	80/80以下	8/10以下				0.4%
小 計	約1,180	ha						5. 7%
準工業地域	約2,055	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	10.0%
工業地域	約620	ha	20/10以下	6/10以下		_		3.0%
工業専用地域	約3,891	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	18. 9%
合 計	約20, 582	ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書 別紙のとおり

(別紙)

理由書(区域区分の変更に伴うもの)

第8回区域区分(市街化区域及び市街化調整区域の区分)の随時見直しにおいて、市 街化調整区域から市街化区域へ変更するものについては、新たに用途地域を指定するも のである。

■ (即-2) 舞ケ丘一丁目地区

当地区は、小倉南区の九州自動車道小倉東ICから南西に1,500m、JR安部山公園駅から南に2,000mに位置し、バス路線にもなるなど交通アクセスが良好な地区である。用途地域は、隣接する用途地域と既存建築物の状況から、第二種中高層住居専用地域を指定するもの。

■ (即-3) 湯川三丁目地区

当地区は、平成22年の地区計画決定により、平成30年に完了した住宅地開発である。地区計画に定める土地利用の方針に合わせて、周辺市街地や周辺環境に調和した低層住宅が形成されているため、第一種低層住居専用地域に指定するもの。

■ (即-4) 津田四丁目地区

当地区は、国道10号沿線に位置し、開発許可等により沿道サービス施設の立地が進んでいる。国道10号沿線には、当地区を挟むように連続して、第二種住居地域が指定されており、既存の用途地域と同様に、幹線道路沿道の土地利用として、店舗等の立地を誘導する、第二種住居地域を指定するもの。

■ (即-5) 沼本町四丁目地区

当地区は、主要地方道門司行橋線(4車線)の沿道に位置し、周囲を市街化区域に囲まれている。主要地方道沿道には、飲食店舗などのサービス施設が建ち並び、当地区を挟むように連続して第二種住居地域が指定されており、当地区内においても沿道サービス施設の立地が進んでいることから、幹線道路沿道の土地利用として、店舗等の立地を誘導する、第二種住居地域を指定するもの。

また、主要地方道の後背地については、隣接して開発行為による大規模な低層住宅団地が拡がっており、当地区も同様の低層住宅の建築が進んでいるため、第一種低層住居専用地域を指定するもの。

都市計画の策定の経緯の概要

北九州広域都市計画用途地域の変更(北九州市決定)

事 項		時	期		備	考
福岡県下協議	令和5年		2月	中旬		
国土交通省 下協議	令和5年		6月	下旬		
公聴会用原案の縦覧	令和5年		9月	15日 ~29日	縦覧者	4名
公聴会	令和5年	1	0月	11日	公述者	1名
福岡県知事 事前協議	令和6年		2月	中旬		
国土交通大臣 事前協議	令和6年		2月	中旬		
都市計画案の縦覧	令和6年		4月 ~	1 日		
祖川田 四末・ノ州(見	令和6年		4月	15日		
市都市計画審議会審議	令和6年		5月	下旬	(予定)	
福岡県知事の意見聴取	令和6年		5月	下旬	(予定)	
国土交通大臣の同意	令和6年		6月	上旬	(予定)	
都市計画の変更決定告示	令和6年		7月	上旬	(予定)	

北九州広域都市計画用途地域の変更(新旧対照表)

都市計画用途地域を次のように変更する。

※()は旧

	地域でひりよう	. –	<u> </u>				☆ (/i&	i H
種類	面 積		建築物の延べ面 積の敷地面積に 対する割合	建築物の建築面 積の敷地面積に 対する割合	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限 度	備考
m are	約528	ha	6/10以下	4/10以下	1.0m	_	10 m	2.6%
第一種低層 住居専用地域	約2,941	ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	_	10 m	14. 3%
J	(約 2,937)	ha						
小 計	約3,469	ha						16. 9%
4 H1	(約 3,465)	ha						
第二種低層	約4	ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	_	10 m	0.0%
住居専用地域	約299	ha	10/10以下	6/10以下		_	10 m	1.5%
小 計	約303	ha						1.5%
第一種中高層 住居専用地域	約2,988	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	14. 5%
第二種中高層 住居専用地域	<mark>約7</mark> (約 6)	ha	20/10以下	6/10以下	ı	_	_	0.0%
第一種 住居地域	約4, 525	ha	20/10以下	6/10以下	ĺ	_		22. 0%
松 一年	約725	ha	20/10以下	6/10以下	_	_		3. 5%
第二種 住居地域	(約 721)							
	約6	ha	30/10以下	6/10以下	_	_	_	0.0%
小計	約731 (約 727)	ha						3. 5%
準住居地域	約25	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	0. 1%
近隣商業地域	約662	ha	20/10以下	8/10以下	_	_	_	3. 2%
	約126	ha	30/10以下	8/10以下				0.6%
小 計	約788	ha						3.8%
	約4.0	ha	20/10以下	8/10以下				0.0%
商業地域	約1,057	ha	40/10以下	8/10以下				5.1%
	約33	ha	50/10以下		_	_	_	0. 2%
	約4	ha	60/10以下					0.0%
	約82	ha	80/80以下	8/10以下				0.4%
小 計	約1,180	ha						5. 7%
準工業地域	約2,055	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	10.0%
工業地域	約620	ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	3.0%
工業専用地域	約3,891	ha	20/10以下	6/10以下		_	_	18. 9%
合 計	約20, 582 (約20, 573)	ha ha						100.0%